

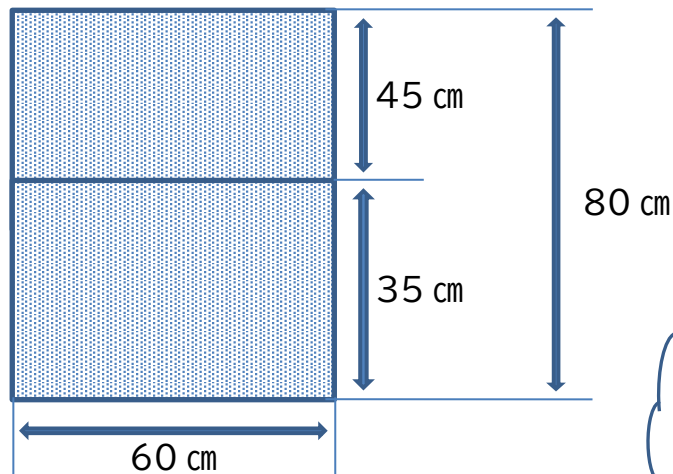
墓碑等の設置基準 別表(第5条関係)

●芝生墓地(4㎡)

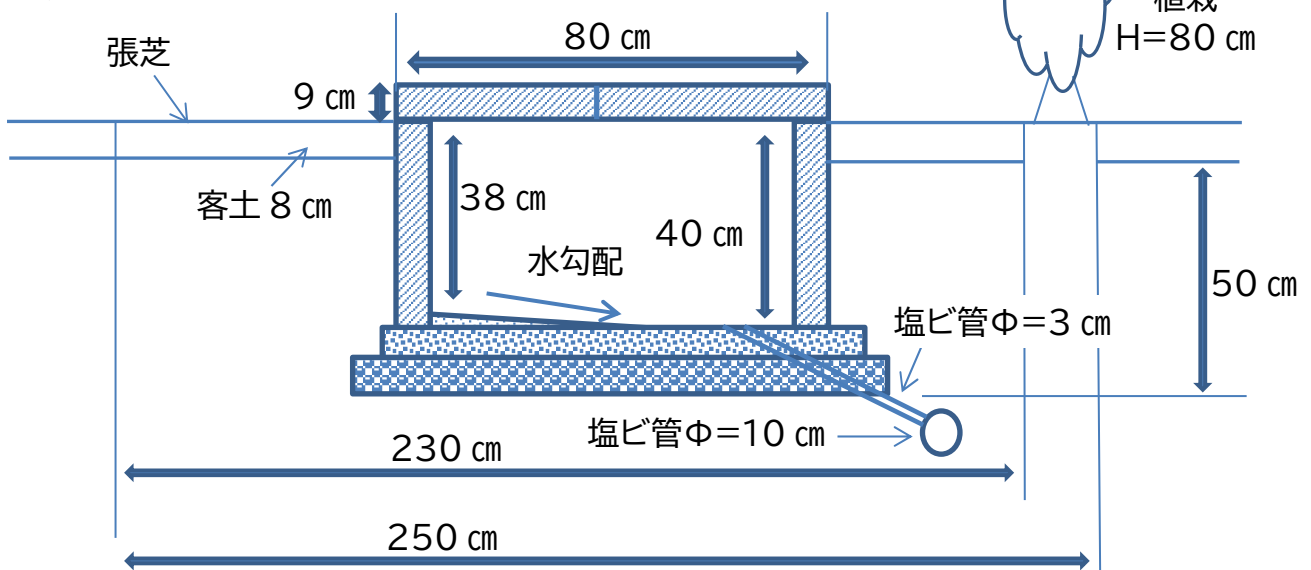
項目	設置基準
墓石	1基とし、高さは0.45m以内とする
台石	高さは0.15m以内とし、大きさはふた石の幅及び奥行きの範囲内とする
線香立・花立	ふた石の上に設置するものとする
その他	(1)すでに設置してあるものについては、その形状を変更しないこと (2)墓石、台石、線香立、花立以外の設備を設置、及び植栽をしないこと

芝生墓地 使用範囲 ※カロートのふた部分が使用範囲

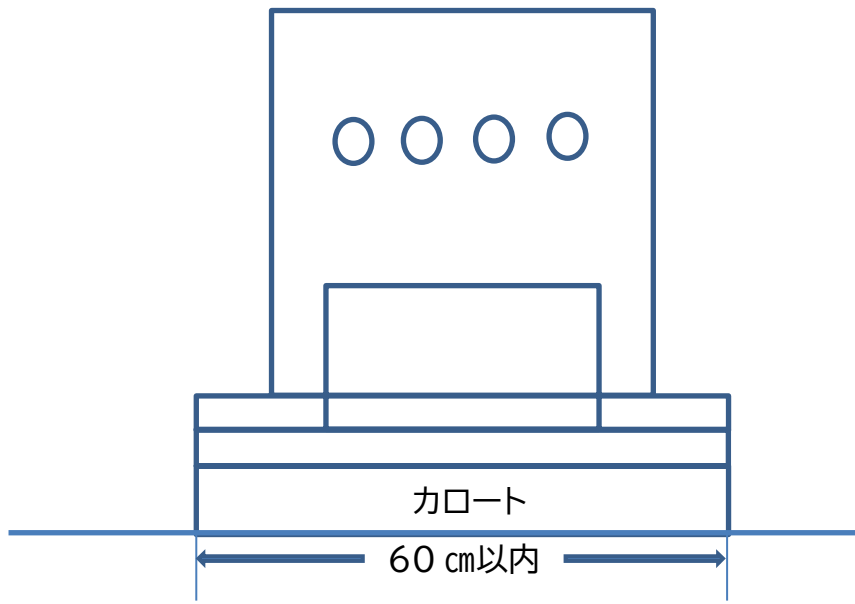
(平面図)



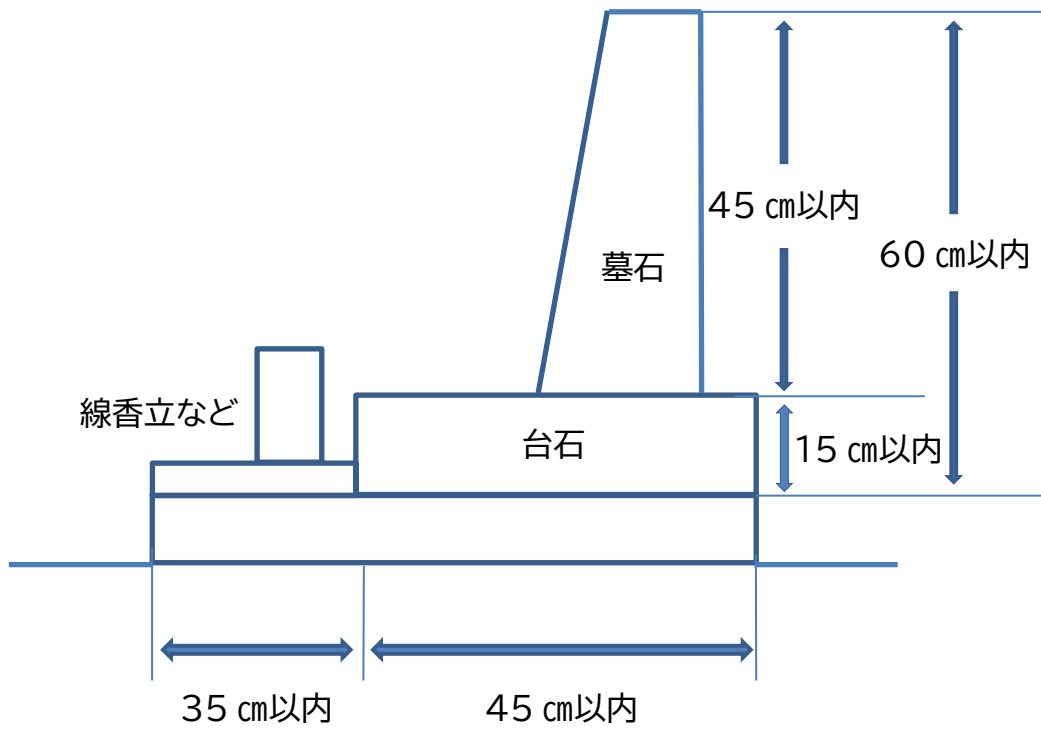
(断面図)



(正面)



(側面)



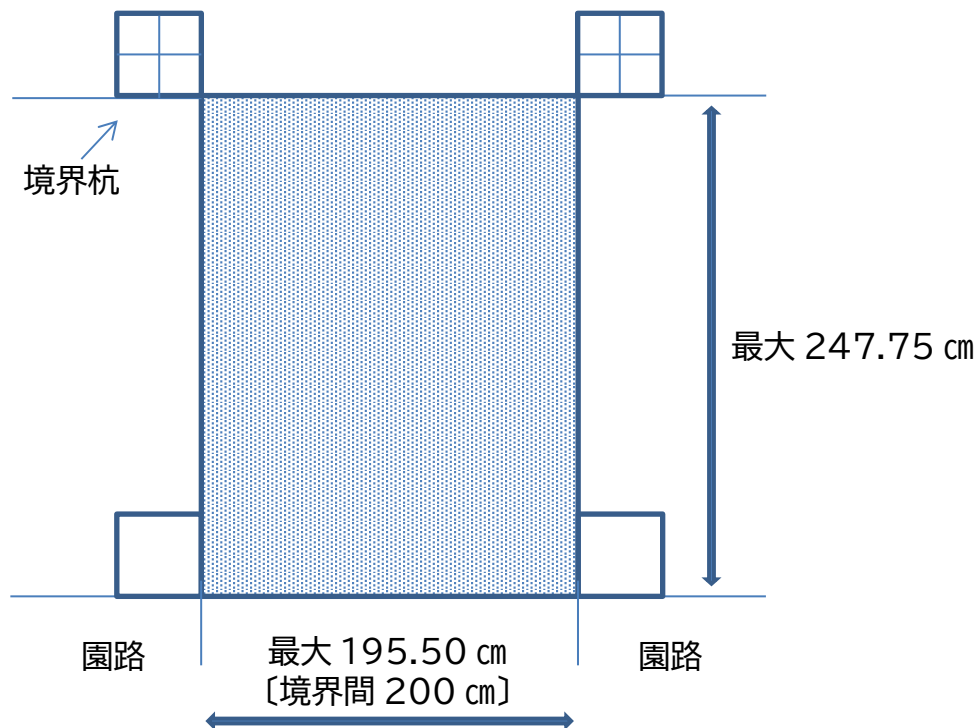
●普通墓地(5 m²)

項目	設置基準
墓石(台石を含む)	1基とし、高さは盛土面から2m以内とする
墓誌・灯ろう等	高さは盛土面から1.2m以内とする
外柵	高さは盛土面から0.45m以内とする
盛土	高さは園路面から0.35m以内とする
附属埋蔵設備	位置は境界から0.5m以上離し、 深さは園路面から0.5m以内とする
植栽	2本までとし、高さは盛土面から2m以内とする
その他	(1)墓石の正面を園路と平行にすること (2)外柵は境界杭の内側に設置すること (3)びゃくしん類(イブキ、カイヅカイブキ、タマイブキ等)を植栽しないこと (4)外柵及び附属埋蔵設備は許可日から5年以内に設置すること

普通墓地 使用範囲

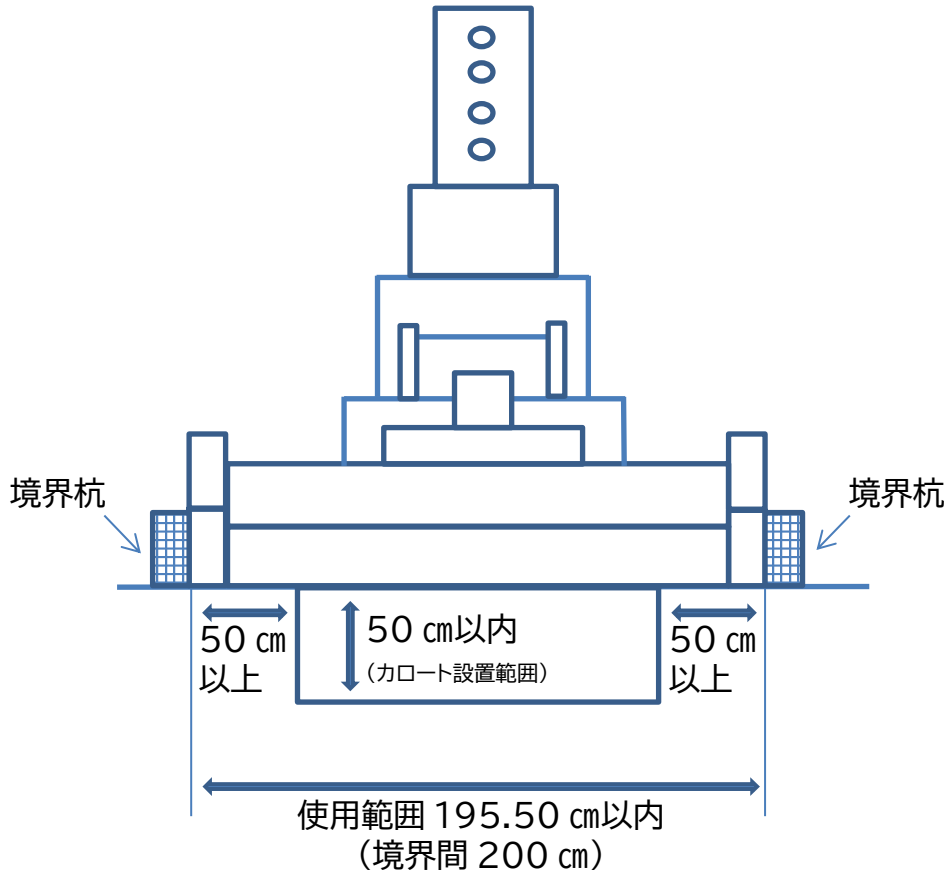
※赤杭の幅を除いた部分が使用範囲

(平面図)

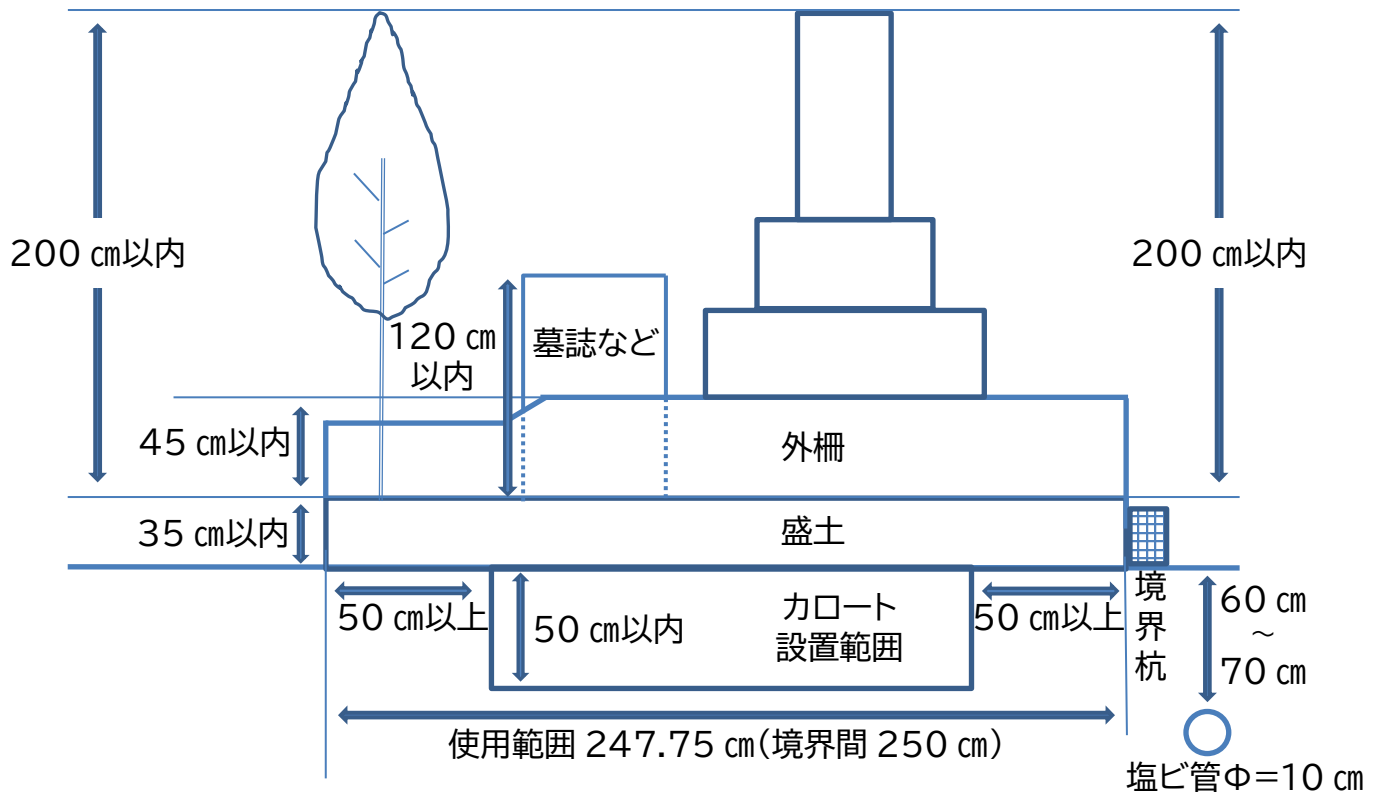


※舗装園路に面した墓地の使用範囲は上記の図と異なります
必ず管理事務所に確認して下さい

(正面)



(側面)



※カロート排水用の塩ビ管が地下 60~70 cm に埋設されています。

高さの基準

工事施工時における園路面からの高さは、その工事を行おうとする直近園路の縁石(地先境界ブロック)天端±0mとして施工すること。

外柵の定義

ここでいう外柵とは、盛土地盤高(園路面より+35 cm以内)より最低限+5 cm以上立ち上げた永久構造物で、それなりの仕上げを施した施設をいう。

↑※1 参照

↑※2 参照

(参考例)

	※1 永久構造物	※2 仕上げの有無	仕上げ方法
①	切石	——	——
②	コンクリート二次製品	使用製品による	必要な場合は下記による
③	現場打ちコンクリート	一般的には仕上げが必要	洗い出し・研ぎ出し・モルタル・叩き仕上げ・吹き付け・タイル張り・その他
④	軽量コンクリートブロック	仕上げが必要	

カロートについて

カロートを園路面より上げて設置する場合は、カロートの蓋天端から最低-5 cmまで盛土すること。(ただし、盛土高は園路面から 35 cm以内)

盛土に対する処置

盛土を行った場合は、土の流失防止及び景観上の観点から、必ず土留めを施工すること。なお、構造等については外柵参考例に準ずること。

その他の基準

その他、高さに対する基準及び位置、深さ、植栽等については、設置基準に基づき施工すること。

外柵参考例

